

## 諏訪之瀬島の噴火警戒レベルを3へ引上げ

本日(14日)00時55分に諏訪之瀬島の噴火警戒レベルを3(入山規制)に引き上げました。概要や警戒事項等を別添のとおりお知らせいたします。

問合せ先：地震火山部 火山監視課 中村  
電話 03-3434-9119

# 諏訪之瀬島の噴火警戒レベルを3へ引上げ

情報発表時刻 (発表官署)	令和6年1月14日00時55分 (福岡管区気象台・鹿児島地方気象台)
噴火発生時刻	令和6年1月14日00時22分
情報種別	噴火警報(火口周辺)
噴火警戒レベル	噴火警戒レベル2(火口周辺規制)から 噴火警戒レベル3(入山規制)に引上げ
火山活動の状況	諏訪之瀬島の御岳火口では、本日(14日)00時22分に爆発が発生し、弾道を描いて飛散する大きな噴石が火口中心から1km以上に達しました。

# 防災上の警戒事項

- 御岳火口中心から概ね2kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。
- 風下側では、火山灰だけでなく小さな噴石が遠方まで風に流されて降るおそれがあるため注意してください。
- 地元自治体等の指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。

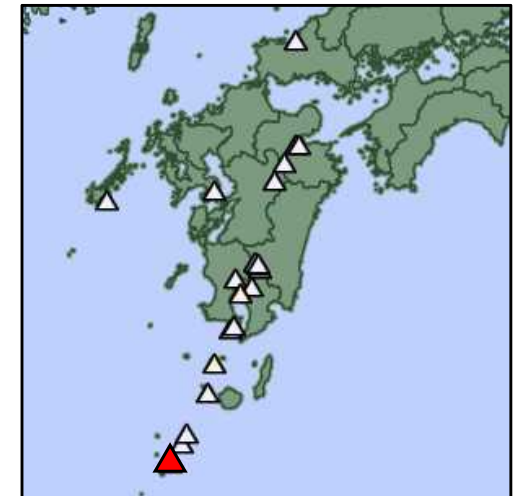
# 諏訪之瀬島の位置および警戒範囲

## 諏訪之瀬島 噴火警戒レベルに対応した警戒範囲および防災対応

## 火山の位置



- レベル5 (避難):  
危険な居住地域からの避難
- レベル4 (高齢者等避難):  
警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等
- レベル3 (入山規制):  
火口中心から概ね2km以内の立入禁止  
○の範囲内
- レベル2 (火口周辺規制):  
火口中心から概ね1km以内の立入禁止  
○の範囲内
- レベル1 (活火山であることに留意):  
状況に応じて火口内への立入規制等
- : 一般道
  - : 登山道
  - : 御岳火口
  - : 居住地域
  - : レベル3の規制箇所
  - : レベル2の規制箇所



諏訪之瀬島[すわのせじま]  
Suwanosejima  
北緯29° 38' 18"  
東経129° 42' 50"  
標高796m  
(御岳:おたけ)(標高点)

火口から2.0kmの警戒範囲



諏訪之瀬島全景 東側より 2009年9月17日 気象庁撮影

# 諏訪之瀬島の活動状況

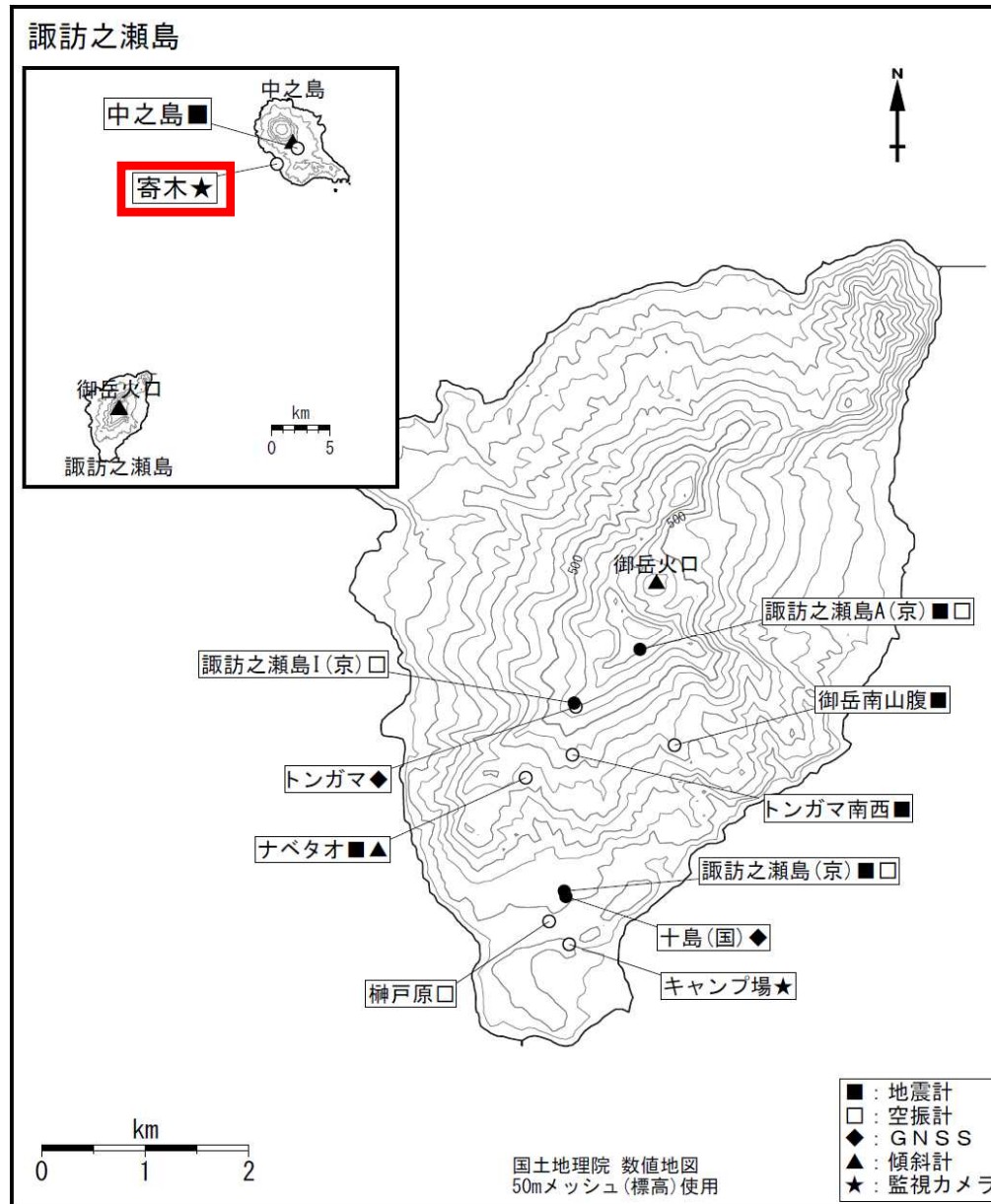


図1 諏訪之瀬島 噴火活動の状況: 寄木監視カメラ

諏訪之瀬島の御岳火口では、本日(14日)00時22分に爆発が発生し、弾道を描いて飛散する大きな噴石が火口中心から1km以上に達しました。



# 諏訪之瀬島の観測点配置図



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。

(国): 国土地理院、(京): 京都大学



活動状況に示した  
監視カメラ

# 発表した情報などについて

## ○発表した情報

- 噴火警報・噴火速報の発表状況

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=volcano>

- 降灰予報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=ashfall>

- 火山に関する情報の発表状況

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/volinfo/volinfo.php>

## ○情報の解説

- 噴火警戒レベルの判定基準

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikailevelkijunn.html>

- 火山別に設定された噴火警戒レベルの解説  
(リーフレット)

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikailevel.html>

- 噴火警報・予報の説明

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/volinfo.html>

- 噴火警戒レベルの説明

[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level\\_toha/level\\_toha.htm](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm)

- 火山に関する情報や資料の解説

[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/vol\\_know.html](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/vol_know.html)

## ○火山災害から身を守るには

- 火山登山者向けの情報提供ページ

[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/activity\\_info/map\\_0.html](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html)



- 火山災害から命を守るために

(内閣府 防災情報のページ)

[https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha\\_shisetsu.html](https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha_shisetsu.html)

- 気象庁防災情報X(旧Twitter)

[https://twitter.com/JMA\\_bousai](https://twitter.com/JMA_bousai)



レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <p>①大きな噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達</p> <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】 次のいずれかが観測された場合</p> <p>②火砕流、溶岩流が居住地域に切迫</p> <p>③御岳火口からトンガマ尾根にかけての火口列直下付近を震源とする、規模の大きな体を感じる地震の多発（概ね、マグニチュード4が2回/24時間、またはマグニチュード3が10回/24時間）</p> <p>④さらに多量のマグマの上昇を示す急激で顕著な地殻変動</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が続いたと認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>
4	<p>【ブルカノ式噴火の激化】</p> <p>⑤御岳火口中心から2kmを超えて飛散する大きな噴石を24時間以内に複数回観測</p> <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合</p> <p>①御岳火口からトンガマ尾根にかけての火口列付近から居住地域方向へ流下する火砕流や溶岩流を観測</p> <p>②御岳火口からトンガマ尾根にかけての火口列直下付近を震源とする体を感じる程度の地震の多発（概ね、マグニチュード3が2回/24時間、またはマグニチュード2が10回/24時間）</p> <p>③多量のマグマ上昇を示す急激で顕著な地殻変動</p>	<p>大きな噴石が当該距離に影響する爆発が3日程度発生しない場合。</p>
3	<p>【ブルカノ式噴火の激化の可能性】</p> <p>④御岳火口中心から2kmを超えて飛散する大きな噴石を観測</p> <p>【火口中心から1kmを超え概ね2km以内に影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合 &lt;短期間での火山活動の高まり&gt;</p> <p>①御岳火口中心から1km付近まで飛散する大きな噴石を48時間以内に複数回観測</p> <p>②空振を伴う、振幅の大きな火山性微動（トンガマ南西観測点で1分間平均振幅15<math>\mu</math>m/s以上）が1時間以上継続</p> <p>③火山性微動の振幅増大（トンガマ南西観測点の1分間平均振幅で概ね40<math>\mu</math>m/s以上が1時間以上継続）</p> <p>④火口直下の増圧を示す急激な地殻変動 &lt;中・長期にわたり火山活動が高まる可能性&gt;</p> <p>⑤数日間にわたる爆発の増加（5日間の爆発が25回以上）</p> <p>【火口中心から1kmを超え概ね2km以内に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <p>⑥御岳火口中心から1kmを超え概ね2km以内に大きな噴石が飛散</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が続いたと認められた場合には、レベルを引き下げる。</p> <p>大きな噴石が当該距離に影響する爆発が3日程度発生しない場合。</p> <p>「中・長期にわたり火山活動が高まる可能性」があるとしてレベルを引き上げた場合、引上げ基準に達しない活動が概ね3ヶ月続いたとき、レベルを引き下げる。</p> <p>「短期間での火山活動の高まり」としてレベルを引き上げた場合は、基準を満たさなくなり、火山活動の低下が続いた場合にレベルを引き下げる。</p>
2	<p>【火口中心から概ね1km以内に影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合</p> <p>①御岳火口でごく小噴火の発生</p> <p>②高感度の監視カメラで見える微弱な火映を時々観測</p> <p>③火口浅部を震源とする火山性地震の増加（地震回数が10回以上/24時間）</p> <p>④火山性微動の発生</p> <p>⑤諏訪之瀬島付近を震源とする高周波地震の増加及び山体の膨張を示唆する地殻変動を観測</p> <p>【火口中心から概ね1km以内に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <p>⑥御岳火口中心から概ね1km以内に大きな噴石が飛散</p>	<p>左記の引上げ基準に達しない活動が概ね6ヶ月続いたときを基本とするが、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断したときはレベルを引き下げる。</p>
<p>(レベル1の火山活動の状況)</p>		
<p>【火山活動に若干の高まりや異常が認められる】 長期間火映が観測されない中で再び火映がみられ始めるような、火口の熱活動が高まりつつある状況や、わずかに火山性地震の増加傾向がみられる状況。また、状況により火山灰や小さな噴石が火口近傍に噴出する程度のごく小噴火が発生する可能性がある。</p>		
<p>【火山活動は静穏】 御岳火口付近の熱活動は低調な状態で、火山性地震はほとんど発生せず、火山性微動も観測されないなど地震活動も低調な状態。</p>		

- ・ここでいう「大きな噴石」とは、概ね20~30cm以上の、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や、新たな観測データや知見が得られた場合は、



それらを加味して評価した上で、レベルを判断することもある。

- 火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。
- レベル4、5の噴火の規模としては1813年（文化10年）の噴火を想定している。
- レベル5からレベルを引き下げるときには、レベル4ではなくレベル3に引き下げるものとする。
- 「短期間での火山活動の高まり」としてレベル3へ上げた後、さらに「中・長期にわたり火山活動が高まる可能性」の判定基準を満たした場合には、後者の基準に従いレベル2への引下げを判断する。
- レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。